

産業連関幹事会 第 14 回部門分類等検討ワーキンググループ議事概要

1 日 時 平成 23 年 10 月 6 日（木）16：20～17：40

2 場 所 経済産業省別館第 1020 号会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議題

(1) 再検討事案

○郵便・信書便（総務省（統計局）担当部門）

(2) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

- | | |
|---------|-------------|
| ①政府最終支出 | （内閣府担当部門） |
| ②医薬品 | （厚生労働省担当部門） |
| ③乗用車 | （経済産業省担当部門） |

(3) 「持ち帰り・配達飲食サービス業」の検討について

5 議事概要

(1) 再検討事案（WGでの検討における「郵便・信書便」再検討について）

前回のWGでの検討において「郵便・信書便」の定義範囲については、荷物（ゆうパック、ゆうメール）の取扱いを中心に再検討することとされていた。

これについて、国土交通省において整理した結果、資料1のとおり、郵政事業（株）が行っている「ゆうパック、ゆうメール」については、貨物自動車運送事業法の適用を受け、毎事業年度の事業報告書を国土交通省に提出しており、本報告書を利用することにより、宅配便等の貨物としてゆうパック、ゆうメールを含んだ国内生産額の推計が可能であること、投入・産出額の推計についても従来どおりの推計方法で問題ないこと等により、「道路貨物輸送（除自家輸送）」の定義範囲に含める旨の回答があった。

当回答に対して特段の異議はなかったことから、「郵便・信書便」の定義範囲については、あくまで法律に基づく郵便や信書便を送達する活動とすることとし、「荷物」（ゆうパック、ゆうメール）については含めないこととなった。

(2) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

検討対象部門の担当省から、資料2～4に基づき、部門分類の設定状況及び基礎データの内容について説明が行われた後、意見交換が行われ、特段の異議は示されなかった。

変更のポイント及び意見交換の内容は次のとおり。

【政府最終消費支出】

部門分類の設定状況及び基礎データの内容について説明があり、部門の概念・定義・範囲の変更や基礎データに関する意見等はなかった。

- 政府最終消費支出の部門については、「東日本大震災により発生している特異事例に係る推計について」にて、幹事会において検討している。今後、検討の内容によっては、部門の概念、定義・範囲の注意書に説明を加える事もありうる。

【医薬品】

部門分類の設定状況及び基礎データの内容について説明があり、部門の概念・定義・範囲の変更や基礎データに関する意見等はなかった。

【乗用車】

〔変更のポイント〕

ハイブリッド車及び電気自動車の普及が見込まれているので「ハイブリッド車・電気自動車」として特掲することについて、生産額、産出及び投入構造について、慎重に検討する必要がある。

- 検討する必要があるということだが、「平成 23 年（2011 年）産業連関表に係る部門の設定、概念・定義・範囲等の個別検討」が始まる前に特掲出来るかどうか結論を出す予定なのか。
← その予定で考えている。

(3) 「持ち帰り・配達飲食サービス業」の検討について

総務省政策統括官室から、資料 5 に基づき、「持ち帰り・配達飲食サービス業」の定義範囲の再確認と、考えられる産業連関表における取扱いについて説明があった。考えられる取扱いに対して利点や欠点等を踏まえた意見がある場合は、10 月 14 日（金）まで総務省政策統括官室まで提出することとなった。

また、総務省政策統括官室から、厚生労働省に対して、次回のWGにおいて、「持ち帰り・配達飲食サービス業」と「飲食店」との関係について、資料を作成することが依頼され、了承された。

産業連関幹事会 第15回部門分類等検討ワーキンググループ議事概要

1 日 時 平成23年11月2日（水）16:00～17:00

2 場 所 経済産業省別館第931号会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議題

(1) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

○そう菜・すし・弁当

（農林水産省担当部門）

(2) 「持ち帰り・配達飲食サービス業」の検討について（第2回）

5 議事概要

(1) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

農林水産省から、資料1に基づき、「そう菜・すし・弁当」の設定状況及び基礎データの内容について説明が行われた。本部門については、次の議題である「持ち帰り・配達飲食サービス業」と密接に関連することから、議論は、そこで合わせて行うこととなった。

(2) 「持ち帰り・配達飲食サービス業」の検討について（第2回）

まず、農林水産省から、資料3に基づき、前回、事務局から説明した選択肢に対して、「平成17年表の部門分類のまま変更しない」という取扱いは適当ではない旨の意見があった。

続いて、厚生労働省から、資料2に基づき、「持ち帰り・配達飲食サービス業」について、関係する「一般飲食店（除喫茶店）」部門等の取扱いも含め、考えられる産業連関表における取扱いについて説明があった。今回の議論について、実現可能性も踏まえて意見がある場合は、11月14日（月）まで総務省政策統括官室まで提出することとなった。

主な意見等は次のとおり。

○ 平成23年表における部門の設定は、「経済センサス-活動調査」の調査内容を確認する必要があるものの、現時点では、品目は「飲食サービス」としてまとめて把握されると考えられることから、これに合わせて、「飲食サービス」1部門で設定することを検討している。

○ 経済センサスで、「持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類された事業所につ

いては、従産業の割合は小さく基本的にデータは使えるのではないかと思うが、飲食店に「持ち帰り・配達飲食サービス」のアクティビティが混在しており、これを分離することが困難である。

- 「飲食サービス」1部門とした場合、10桁品目で詳細に分類を分けることは可能なのか。
 - 推計の基礎データである「経済センサス-活動調査」において、「飲食サービス」としてまとめて把握されており、分けることは困難である。仮に、分割するとすれば、事業所単位に近い形になるが、品目の設定としてよいのかどうかは疑問がある。
- 推計の可能性を考えれば、「飲食サービス」に一本化することが最も現実的だが、その場合の問題点は、部門としての生産額が非常に大きくなるという1点に尽きると考えてよいか。
 - 基本的には、そのような理解でよい。1つの部門に統合することの可否については、厚生労働省省内に確認したが、経済分析上及び行政利用上のいずれについても、特段大きな問題はないと思われる。ただし、産業連関表の活用において問題がないかどうかについては影響が読めないところもあり、産業連関技術会議の委員の意見を聞いてみたいと考えている。
- 「学校給食」は、平成17年表では「そう菜・すし・弁当」と同様に、統合小分類「その他の食料品」の中に含まれているが、日本標準産業分類では「持ち帰り・配達飲食サービス」に含まれている。今回の検討の対象からは外しているが、推計担当省である文部科学省の意見も確認する必要がある。

産業連関幹事会 第16回部門分類等検討ワーキンググループ議事概要

1 日 時 平成23年12月15日(木) 15:30~17:30

2 場 所 経済産業省別館第1020号会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府(経済社会総合研究所)、総務省(統計局)、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

【事務局】総務省(政策統括官室)

4 議題

- (1) 「持ち帰り・配達飲食サービス業」の検討について(第3回)
- (2) 「調整項」の表章に関する検討について
- (3) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について
○事業用電力 (経済産業省担当部門)

5 議事概要

(1) 「持ち帰り・配達飲食サービス業」の検討について(第3回)

① 「飲食店」の関係

初めに、前回、厚生労働省が示した「持ち帰り・配達飲食サービス業」を含む「飲食店」の部門の方向性について、内閣府から、飲食店に係る部門は前回表である平成17年表と同様の定義・範囲が望ましい、また、「持ち帰り・配達飲食サービス業」も設定に向けて検討を継続する必要がある旨の意見があった。

内閣府の意見を受け、厚生労働省から、現時点における「経済センサス-活動調査」のデータの把握状況を考慮すると、前回表である平成17年表と同様の定義・範囲の部門にすること、加えて「持ち帰り・配達飲食サービス業」を独立した部門として設定することは困難であると考えているが、もし推計の方法等、知見があればご教示いただきたい旨の要望が出された。

これに対する主な意見は次のとおり、

- SNAにおけるコモディティ・フロー法の推計では、最終需要と中間需要の配分比率が異なっている部門を統合することは、精度が低下することとなるため、前回表と同様の部門設定としてほしい。統合して国内生産額が20兆円もの巨大な部門とすることは、国民経済計算の精度を落とすことになるため、慎重であるべきと考える。

← 御懸念の内容は理解した。強い要望があったことは上司に伝え、当方でも再度対応を考えたい。

- 「経済センサス-活動調査では品目に該当する部分が粗いため、部門別の国内

生産額が推計できない」とのことであったが、例えば、産業(商品)技術仮定といったモデルを用いて推計するなどしてはどうか。

- 経済センサス-活動調査の結果では、アクティビティ別の推計が困難であることが、部門統合の大きな理由になっているようだが、平成 17 年表で用いた「サービス業基本調査組替集計」は、同調査で把握するサービス内容が、上位 3 品目にとどまるという制約があるため、厳密な意味でのアクティビティとはなっていない。
- 経済センサス-活動調査組替集計作業では、単なる産業と商品のマトリックス以外の集計も可能なので、学識経験者の方にも相談し、解決策を模索してはどうか。
 - ← 産業関連技術会議の場を活用するなど、学識経験者の意見をお聞きしたいと考えている。

② 「学校給食」の関係

「学校給食」については、平成 17 年表では統合小分類「その他の食料品」の中に含まれているが、一方、19 年改定の日本標準産業分類では「持ち帰り・配達飲食サービス」に含まれており、取扱いについて検討する必要がある。

推計担当省である文部科学省からは、

CT がそれほど大きくない部門ではあるが、教育現場に特化した活動であり、部門を廃止する積極的な理由も見いだせないので、引き続き独立させていきたい。

とする説明があった。

学校給食を、部門として残すことについて特段の意見はなかったが、産業分類の改定で、給食センターが「配達飲食サービス」に含まれることとの関係から、産業関連表上、従来どおり、製造業部門に含めるのか、飲食サービス並びでサービス部門に含めるのかについて再確認が必要との意見があった。そこで、

- ① 部門として残す必要性・理由
- ② どの統合分類に含めるか

という 2 点について、意見がある府省庁は、12 月 26 日までに意見を提出することになった。その意見を文部科学省に伝えた上で、最終的な取扱い案を文部科学省において作成し、1 月の WG に示すこととなった。

(2) 「調整項」の表章に関する検討について

総務省政策統括官室の推計担当部門である「調整項」については、その取扱いについて第 11 回部門分類等検討 WG において、表章の仕方について、輸出計の内数になっているが、調整項は、輸出品の国内における取引過程で課せられた消費税の還付分を計上するための項目であるので、これを輸出額の一部として扱うことについては疑義がある旨の意見があった。

前記意見を受け、総務省政策統括官室から、資料 2 に基づき、「調整項」の表章に関する整理について、大要、次の内容の説明が行われた。

「調整項の金額が、あくまで輸出する前段階における国内流通の過程で発生するものであり、輸出そのものの金額の一部を構成しているわけではないことから、『輸出計』に含めるのは、概念上、適切ではない」という考え方は理解できる。

一方、基本分類と統合分類においては、現状でも輸出の本体金額と調整項は別部門とされている。したがって、この考え方に対応した場合、基本分類と統合分類にあっては、既存の「輸出計」の項目をなくすことで足りると考えられるが、現在「輸出計」のみしか立っていない「ひな型」において、「調整項」を新たに独立して立てないといけない。

基本分類や統合分類に合わせて、最も簡易に使われるひな型においても一見、残差項目であるような印象を与える「調整項」を立ててもいいのかという懸念がある。

これについて、主な意見は次のとおり。

- 「調整項」は、消費税の制度発足に伴い、平成2年表から設けられているものだが、なぜ「輸出計」に含めてしまったのかについて、当時の資料を再確認する必要がある。ただ、その理由を問わず、現行のように「輸出計」に含めているということは、その分、輸出の金額を過大にしているといえる。したがって、「ひな型」が、最も簡便な形で使われる表であるとするなら、なおのこと、「調整項」の金額も含んだ形で「輸出計」が表章されていることは、問題があると考えられる。そのため、基本分類からひな型まで一貫して、調整項を輸出計から除く方がよいと考えている。また、輸出とは別なので、名称も改めてよいと考えるし、部門分類の配列についても、「輸出」の後ろではなく、「在庫純増」と「輸出」の間の方がよいのではないかと。

← 御意見も踏まえ、平成2年表当時の作成資料も確認しつつ、誤解を招かない表を作成するという観点から再検討したい。名称についても、同様に検討したい。

ただ、現行の調整項の内容をそのまま部門名にすると「輸出関連国内消費税還付分」のようなものになるが、基本表全体がグロス表という前提でいうと、この部分だけ「消費税」という文言が出てくることには違和感がある。そういったこともあり、当時から「調整項」という名称にし、ひな型にも出さなかったのかもしれない。

(3) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

【事業用電力】

経済産業省から、資料3に基づき、「事業用電力」の設定状況及び基礎データの内容について説明が行われた後、意見交換が行われ、特段の異議は示されなかった。